

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例				
○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第18号)				○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第18号)				
第1条～第7条 略				第1条～第7条 略				
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	料金			単位	料金	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1	300	第1種電柱	1本につき1	380		
	第2種電柱	年	470	第2種電柱	年	580		
	第3種電柱		630	第3種電柱		780		
	第1種電話柱		270	第1種電話柱		340		
	第2種電話柱		440	第2種電話柱		540		
	第3種電話柱		600	第3種電話柱		740		
	その他の柱類		支線柱(線及び柱に より電柱を支えるも の)	27		その他の柱類	支線柱(線及び柱に より電柱を支えるも の)	34
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メート	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メート	3
	地下に設ける電線その他の線類		ルにつき1年	2		地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	2
	路上に設ける変圧器		1個につき1 年	270		路上に設ける変圧器	1個につき1 年	330
地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	160	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	200			

現 行 条 例				改 正 条 例			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680
	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		162		工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		204
	郵便差出箱及び信書便差出箱		230		郵便差出箱及び信書便差出箱		280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積1平方メートルにつき1年		540	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		16		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		24		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		33		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		160		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		200
	外径1メートル以上のもの		330		外径1メートル以上のもの		410

現 行 条 例				改 正 条 例						
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積1平 方メートルに つき1年	540	法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積1平 方メートルに つき1年	680	
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	アーケード			54	法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	アーケード			68	
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			540		日よけ、雨よけ及び雪よけ			680	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	Aに 0.005を 乗じて 得た額	Aに 0.005を 乗じて 得た額	地下街及び地下 室	階数が1のもの	Aに 0.005を 乗じて 得た額	Aに 0.005を 乗じて 得た額		
		階数が2のもの	Aに 0.008を 乗じて 得た額			階数が2のもの	Aに 0.008を 乗じて 得た額			
		階数が3以上のもの	Aに 0.01を 乗じて 得た額			階数が3以上のもの	Aに 0.01を 乗じて 得た額			
	上空に設ける通路				340	上空に設ける通路				330
	地下に設ける通路				200	地下に設ける通路				200
	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設 けるもの以外のも の)及びベルトコン ベア		540	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設 けるもの以外のも の)及びベルトコン ベア		680		
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	7	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	7	
	その他のもの		占用面積1平	67		その他のもの		占用面積1平	67	

現 行 条 例				改 正 条 例					
			方メートルにつき1月				方メートルにつき1月		
道路法施行令（昭和27年政令第479号、以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	469	道路法施行令（昭和27年政令第479号、以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	469
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670	
	標識	バス停留所標識	1本につき1年	220	標識	バス停留所標識	1本につき1年	270	
		商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識		440		商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識		540	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	
		その他のもの	1本につき1月	67		その他のもの	1本につき1月	67	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670	
その他のもの			340	その他のもの			330		

現 行 条 例				改 正 条 例			
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		540	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		680
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		67	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			54	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			68
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く）に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く）に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		Aに0.01を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に	建築物		Aに0.024を	令第7条第9号に	建築物		Aに0.023を

現 行 条 例				改 正 条 例			
掲げる施設			乗じて 得た額	掲げる施設			乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.017を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに 0.016を 乗じて 得た額
令第7条 第10号に 掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに 0.024を 乗じて 得た額	令第7条 第10号に 掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに 0.023を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.017を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに 0.016を 乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの		Aに 0.024を 乗じて 得た額	令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの		Aに 0.023を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.034を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに 0.033を 乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに 0.034を 乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに 0.033を 乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに 0.024を 乗じて 得た額	令第7条 第13号に 掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに 0.023を 乗じて 得た額

現 行 条 例				改 正 条 例			
	<u>その他のもの</u>		<u>Aに 0.034を 乗じて 得た額</u>		<u>その他のもの</u>		<u>Aに 0.033を 乗じて 得た額</u>
備考	略			備考	略		